

自治労共済の団体生命共済の割戻金振込に関する個人情報の取り扱いについて

基本的考え方

- 当労働組合では組合員への福利共済活動の一環として、自治労共済の団体生命共済の取扱いを行っています。
- 当該共済の割戻金振込みについては、当労組から中央労働金庫へ事務委託を行っています。
- この事務では、振込事務に必要な範囲で、契約者の個人情報を当労働組合と中央労働金庫で右の表の利用目的の範囲で共同利用することとなります。

割戻金対象ご契約者の取扱いについて

項目	具体的な情報など
共同利用される個人情報の項目	割戻金対象となる ①共済加入者名、②共済割戻金額、③生年月日、④共済割戻金振込予定口座の口座番号、⑤その他口座特定のための項目（職場番号、職員番号）、⑥処理結果
共同して利用する者の範囲	当労働組合、中央労働金庫
利用する者の利用目的	割戻金を組合員の方の普通預金口座に振込入金するため、上記①～③、⑤の情報を当労働組合から中央労働金庫へ提供し、上記④、⑥の情報を中央労働金庫から当労働組合へ提供します。
当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称・住所・代表者の氏名	茨城県職員労働組合連合 執行委員長 須之内 浩二 中央労働金庫 茨城県庁支店 支店長 土子 裕美

■ 割戻金振込の予定について

- ・振込口座の特定（確認作業） 10月31日～12月15日
- ・振込予定時期 12月中旬を予定
- ※ 組合事務負担軽減のため、対象者全員が中央労働金庫の本人名義口座への振込とされるようご協力をお願いします。
- ※ 中央労働金庫の本人名義口座への振込を希望されない方は下記までご連絡下さい。

お問い合わせ等は下記までお願いします。

茨城県職員労働組合連合 Tel 029-301-6133 担当：青柳まで
中央労働金庫茨城県庁支店 Tel 029-301-6070 担当：石井まで